◎遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律

（令和五年六月二日法律第三九号）

一、提案理由（令和五年五月一六日・衆議院農林水産委員会）

○野村国務大臣　おはようございます。

……（略）……

それでは、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明を申し上げます。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

一般の釣り客を乗船させ、漁場に案内する遊漁船業については、近年、事故による死傷者が増加傾向にあることなどから、安全性の向上を図る必要があります。また、地域の実情に応じた秩序ある遊漁船業の振興を図り、漁村の活性化に寄与する観点から、地域の水産業との調和の取れた適正な運営を推進していく必要があります。

このため、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故を引き起こしたときの報告の義務化、遊漁船の利用者の安全に関する情報の公表の義務化、協議会制度の創設等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、遊漁船業者の登録制度の厳格化についてであります。

まず、遊漁船業の適正化に関する法律の規定等の遵守の状況が不良な者について、遊漁船業者の登録の更新に係る有効期間を五年から四年以内の期間に短縮することといたしております。

また、遊漁船業者の登録を取り消された者等の欠格期間を一年から五年に延長するとともに、登録の取消しに係る処分逃れをした者等を欠格事由に追加することとしております。さらに、登録の申請に当たって業務規程の提出を求めるとともに、業務規程に定める利用者の安全確保及び利益保護に関する事項が一定の基準に適合しない場合は登録を拒否することとしております。

第二に、利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等についてであります。

まず、遊漁船業者は、遊漁船が重大な事故を引き起こしたときには、速やかに、事故の種類、原因等を都道府県知事に届けなければならないこととしております。

また、都道府県知事は、事故の届出を受理したときには当該届に関する事項を、行政処分をしたときには当該処分に係る事項を速やかに公表するほか、遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報を逐次公表しなければならないものとすることとしております。さらに、遊漁船業者は、利用者の安全を確保するために講じた措置等の情報を公表しなければならないこととしております。

第三に、遊漁船業に関する協議会制度の創設についてであります。

都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全性の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するため、遊漁船業者、漁業協同組合等の地域の関係者を構成員とする協議会を組織することができるものとすることとしております。

このほか、遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化、標識のインターネットにおける掲示の義務化、利用者の安全に係る業務改善命令違反に対する罰則の強化等の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

済みません、読み間違ったそうでございます。

六ページの、遊漁船業者の登録を取り消された者等の欠格期間を二年から五年に、これを、一年と読んだそうですから、二年から五年に延長するとともにということに訂正をお願い申し上げたいと思います。

二、衆議院農林水産委員長報告（令和五年五月一八日）

○笹川博義君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故の報告の義務化、利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十五日本委員会に付託され、翌十六日野村農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、昨十七日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（令和五年五月二六日）

○山下雄平君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、遊漁船業者の登録制度の厳格化等により、遊漁船業の安全性の向上を図るほか、地域の水産業との調和に寄与する協議会制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、厳格化した登録制度の運用、安全運航確保の取組、協議会の運営等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。